

1. 認定の申請に係る建築物が建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けていることの証明

[建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例（以下「建築基準法令」という。）のうち認定の申請に係る建築物が適合しない規定及び当該規定に係る部分]

[建築基準法令に適合しない規定に係る部分の工事を含む工事に着手した時期]

[建築基準法令に適合しない規定に係る部分の工事を含む工事に着手した時期における建築基準法令との適合性]

2. 耐震改修の事業の内容が法第十七条第三項第三号に掲げる基準に適合していることの証明

[地震に対する安全性の向上を目的としない工事の有無]

[建築基準法令に適合しない規定に係る部分が工事後も建築基準法令に適合しないこととなることがやむを得ない理由]